

Information 事務局報告：専門医制度担当から

1. 第11回指導医審査および指導医名簿更新

2011年12月22日に日本脳神経血管内治療学会事務局で行われた専門医指導医認定委員会で第11回指導医審査が行われました。

申請35名、合格は30名で、指導医番号144-173が付与され、ホームページに公告されました。

1名は申請条件の審査により申請を受理せず、4名は審査の結果不合格となりました。

2. 規則変更

- 1) 2011年11月23日の理事会にて、脳血管内治療専門医の基礎資格として日本医学放射線学会の専門医をしていますが、他領域との整合を図るため、これまで指定してきた放射線診断専門医から放射線科専門医に変更することが決まりました。

専門医制度施行細則第2章第3条1-b)を改訂

日本医学放射線学会・放射線診断専門医を日本医学放射線学会・放射線科専門医に変更

同第5条4.-2も同じく改訂

- 2) 2012年2月15日の理事会にて、指導医申請に必要な論文の記載について、より明確にするため記載を変更することが決まりました。

専門医制度施行細則第3章第11条4を改訂

脳神経血管内治療に関する記述がある査読を経た論文を筆頭著者として3編以上発表掲載していること。掲載誌は…(以下変更なし)

同指導医審査の学術発表と論文に関する附則

- B. 脳神経血管内治療に関する記述がある査読を経た論文(症例報告、テクニカルノートなどを含む)に関する附則

以下変更なし

3. CAS実施基準の改定に伴う、日本脳神経血管内治療学会専門医制度内規の変更について

2012年1月10日付けで、本学会が参加している「関連11学会頸動脈ステント留置術実施基準」が改訂されました。

それに伴って、本学会の専門医制度に関する規則、内規を変更することが、2012年2月15日の理事会で決まりました。

- 1) 専門医受験の際の100例の脳血管内治療の経験について

2007年9月28日の薬事承認に伴い、関連12学会(当時)実施基準では頸動脈ステント留置術の実施医は専門医(脳血管内治療専門医など)であることが必要とされてきました。そのため、同日以降は、専門医受験の際の脳血管内治療の経験に頸動脈ステント留置術の術者経験は認められないことになっていました。今回の改訂により、一定の条件を満たせば専門医でなくても頸動脈ステント留置術実施医資格を得ることが可能となりましたので、2012年1月以降は頸動脈ステント留置術の術者経験を含んで受験申請をすることを可能としました。

- 2) 実地監査について

同じ理由で、2008年以降の専門医試験の実地監査では頸動脈ステント留置術は除外されていましたが、2012年から実施医認定を受けていることを前提に、実地監査で頸動脈ステント留置術を行うことを可能としました。